

役員退職金規程

（目的）

第1条 この規程は、社団法人全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という。）定款第18条に基づき、全衛連の常勤役員（以下「役員」という。）の退職金について定める。

（退職金）

第2条 役員が退任又は死亡した場合には、その役員が退任又は死亡した日における本俸月額に在任期間の年数を乗じて算出された額に相当する金額を退職金として支給する。

2 前項の場合における退職金計算上の本俸月額は、その役員の退職金支給時の本俸月額とする。

（在任期間）

第3条 在任期間の年数は、全衛連に着任した日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1年に満たない端数が生じたときは、次により在任期間の端数処理をする。

端数の期間が6か月以上の場合 1年

端数の期間が6か月未満の場合 0.5年

2 役員が任期満了となった場合に、引続き同一の役職の役員として再任され、又は異なる役職の役員に任命されたときは、その者の退職金支給に関しては異なる役職の在任期間ごとに計算するものとする。

（その他）

第4条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。